

第九十五号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月江戸川区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

## 付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## （説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、配偶者同行休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等を延長された管理監督職を占める職員を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。